

# AIを活用した仙台市未来シナリオシミュレーション等業務委託 仕様書

## 1. 業務名

AIを活用した仙台市未来シナリオシミュレーション等業務委託

## 2. 業務目的

統計データや関連指標を基に、AIを活用しながら都市の将来の姿を複数のシナリオとして描き出すシミュレーションを行い、今後の政策検討の一助とすることを目的とする。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

## 4. 業務の内容

### (1) 指標選定及び実績値収集

各種統計データや、仙台市実施計画をはじめとした本市の主要計画に掲載されている数値目標など、本市の現在および未来の社会経済状況を客観的に表現するために必要となる指標を洗い出し、提案する。その提案に基づいた本市職員間の協議を支援の上、シミュレーションに用いる指標を決定し、その実績値を収集する。

### (2) 因果関連モデルの策定

本市職員を交えたワークショップを開催し、指標同士の因果関連モデルを作成するとともに、指標間の因果の強さと変動するまでに要する時間等を係数として設定する。係数の設定にあたっては、統計手法や論理的手法を用いるなど、より精度の高い手法を検討すること。

### (3) AIシミュレーションの実施・結果取りまとめ

上記(2)で策定した因果関連モデルを基にAIによるシミュレーションを行い、想定されるシナリオを複数パターン提示するとともに、経済・観光・福祉・環境・交通などの各分野において想定される課題をシナリオ毎に示すこと。各シナリオについて、現在を起点とした分岐発生タイミングを計算・図示するとともに、各分岐点で望ましいシナリオに移行する際に影響度が高い指標を抽出すること。

また、シミュレーションについては、本市が示す将来人口等に関する推計との整合性に留意すること。

### (4) 政策検討に向けた視点・ポイントの整理

AIシミュレーションの結果を踏まえ、本市職員とともに、今後の政策検討にあたり重要となる視点やポイントを整理するとともに、参考となる他都市の先進事例をピックアップする。

### (5) 中間報告書等の作成

令和8年9月30日(水)までに上記(1)～(4)の内容に係る速報値等をまとめた中間報告書、中間報告書の概要を取りまとめた「中間報告書(概要版)」及び中間報告書の内容を市民にわかりやすく説明する「中間報告書市民向け説明資料」を作成すること。

### (6) 報告書等の作成

上記(1)～(4)の内容に係る報告書(電子データ)、報告書の概要を取りまとめた「報告書(概要版)」及び報告書の内容を市民にわかりやすく説明する「報告書市民向け説明資料」を作成すること。

## 5. 成果品

- (1) 報告書・概要版 紙媒体 1 部
- (2) 報告書・概要版 電子データ形式 ※具体的な提出方法やデータ形式については別途協議する。
- (3) 市民向け説明資料 電子データ形式 ※具体的な提出方法やデータ形式については別途協議する。

## 6. 納品場所

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所2階  
仙台市まちづくり政策局政策企画課

## 7. 検査

受託者は、本業務完了後、遅延なく発注者に対して業務完了届を提出すること。発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査または成果物の検査を行うものとする。

## 8. 業務委託料の支払い

受託者は、前条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。発注者は、受託者から請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払うものとする。

## 9. 履行上の管理・注意事項等

- ・ 本業務は、仙台市契約規則(昭和 39 年仙台市規則 47 号)に基づく契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- ・ 受託者は、業務委託契約締結後、速やかに実施事業計画書を提出すること。また、事業実施中においては実施状況報告書を、事業完了時には実績報告書を提出すること。(いずれも任意様式)
- ・ 受託者は、業務履行体制の変更をするとき及び業務履行に際して事故が発生したとき、市から届出又は報告を求められたときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。
- ・ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- ・ 本業務で作成した報告書や成果品等に関する権利は発注者に帰属するものとする。
- ・ 成果品等は、発注者が自由に二次使用(庁内での使用等)できるものとする。
- ・ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定すること。
- ・ 受託者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- ・ 受託者は、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。なお、再委託した場合においても適用し、受託者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- ・ 受託者は、業務の実施にあたって本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。

## 10. その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適宜実施すること。
- ・ 受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、アイデア等があるときは積極的にこれを提案すること。

- ・ 業務を適正に運営するために必要な事項、及び作業内容を実施する際に、通常行うべきと判断される事項については、本市に確認の上作業を行うこと。
- ・ 業務内容について変更が必要となる事由が生じた場合には、両者協議の上、仕様の変更を行うことができることとする。